

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、熊谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 熊谷都市計画区域の位置等

熊谷都市計画区域は、都心から約50～70km圏、本県の北部に位置しています。
また、熊谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、熊谷市の行政区域の全域です。

【3・5・59号 熊谷邑楽線】

本路線は、熊谷市大字池上字稲荷前を起点とし、群馬県境に至る延長約7,240m、幅員14.5mの幹線街路です。

II 変更の理由

埼玉県北部地域と群馬県南部地域の県境には一級河川利根川が流れていますが、現在、これを渡河する橋りょうの間隔が長いことから、各橋りょうの周辺を中心に慢性的な交通渋滞が発生しています。
都市計画道路3・5・59号熊谷邑楽線は、新たに利根川を渡河し、本県と北関東エリアを結ぶ路線です。
これにより、当該地域の交通渋滞の緩和を図るとともに、広域的な交通ネットワークを形成することで、企業立地の優位性及び流通利便性の向上を通じた地域経済の活性化が期待されます。
このため、同路線を新たに都市計画道路として追加するものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	決定内容
3・5・59号 熊谷邑楽線	約7,240m	2車線	14.5m	・路線の追加

IV 関連する都市計画

本路線の決定とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。
①公園（埼玉県決定）